

【給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出について】

給与支払報告書(総括表)		A	B	給与支払者番号
市町村長		※	※	※
令和 年 月 日 提出	□追加 □訂正			
給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで			
給与支払者の個人番号又は法人番号				(右詰めで記載してください)
フリガナ				
給与支払者の名称又は氏名				事業種目
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称				受給者総人員
フリガナ				人
同上の所在地	〒 -	人		
特別徴収関係書類の送付先	〒 -	人		
※送付先の新規設定・変更がある場合のみ記入				
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	住民税等を特別徴収(給与から差し引き)する場合、納入書の送付は必要ですか			必要
				不要
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	所 属 課 係 名 (フリガナ) 氏 名	所 轄 税 务 署	税務署	
	(電話番号) - -)	給与の支払の方法及びその期日		
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏 名	年度指定番号 (給与支払者番号)	新規	
	(電話番号) - -)			

注)個人事業主の方は、個人番号を記入してください。本表を提出する際は、番号及び身元確認書類の提示又は提出(確認書類又はその写し)が必要です。

※ 普通徴収として給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)も一緒に提出する必要があります。

十一

①個人住民税等の給与支払報告書は、所得税の源泉徴収票とは異なり、前年中に給与を支払ったすべての従業員等（※）についてその年の1月1日現在（退職の場合は退職日現在）における住所地の市町村に提出する必要があります。提出期限は1月31日までです。

※所得税の源泉徴収税額がない方や、年末調整をしない方、個人で税務署へ確定申告をされる方なども給与支払報告書の提出が必要です。給与支払報告書の提出がない場合、個人住民税等の計算が正しくできず、申告や支払面で従業員等に負担がかかってしまうことがあります。また、パートやアルバイト等雇用形態に関わらず、給与支払報告書の提出義務があります。給与支払報告書の提出義務があるにも関わらず提出しなかった場合、または虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されます。

②提出する必要がある方は、このページを印刷し、キリトリ線に沿って切り取っていただき、左半分のページに必要事項を記入してください。
直接入力する場合は、入力後に印刷した用紙を切り取ってご提出ください。
普通徴収扱いで給与支払報告書を提出する場合、必ず普通徴収切替理由書（兼仕切紙）も一緒に提出してください。普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の提出がない場合、原則としてすべての従業員が特別徴収（個人住民税等を給与から天引きし、給与支払者に納付してもらう方法）になります。

【個人住民税等の給与からの特別徴収について】

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者は、地方税法第321条の4の規定により、原則、すべて特別徴収義務者として、従業員の個人住民税等を特別徴収していただくことになります。大阪府及び池田市を含む府内の市町村はこの規定を徹底いたします。特別徴収されていない給与支払者においては、特別徴収の対応をお願いいたします。

☆ 給与支払者や従業員の意思で徴収方法を選択することはできません。

【提出先】〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号
池田市役所 総務部課税課（個人市民税） 2階10番窓口
【電話】072-754-6222（直通）